

# 箕輪ダムの管理に関する協定書

(平成5年3月29日締結)

河川管理者 長野県知事 吉村午良（以下「甲」という。）と水道用水供給事業者 長野県上伊那広域水道用水企業団企業長 原久夫（以下「乙」という。）とは、昭和55年6月16日付で締結した「沢川総合開発事業に関する基本協定書」第6条に基づき、箕輪ダムの管理について次のとおり協定を締結する。

## (基本計画)

第1条 この協定は、沢川総合開発事業によって築造された箕輪ダムの効用を十分に発揮させるため、共同施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この協定において「共同施設」とは、甲と乙が共同して設置したダム・建物・機械・土地及びその他の施設をいう。

## (共同施設台帳)

第3条 甲と乙は、別に協議して共同施設台帳を作成し、これに共同施設の内訳、明細を記載するものとする。

2 改良又は増設工事の施工、その他の事由により前項の共同施設台帳の記載事項を変更する必要がある場合は甲、乙は協議のうえ変更するものとする。

## (共同施設の持分の割合)

第4条 共同施設の甲と乙との持分の割合は、次のとおりとする。

甲 69.5 パーセント

乙 30.5 パーセント

## (共同施設の管理)

第5条 共同施設の管理は、甲が行うものとする。

## (ダムの操作規則)

第6条 甲はダムの操作について、操作規則を作成するものとする。

2 甲は前項の操作規則を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ乙に協議するものとする。

## (管理費)

第7条 共同施設の管理に要する経費（以下「管理費」という。）は、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により負担するものとする。

2 甲は毎年10月末日までに、翌年度における共同施設の管理に関する実施計画及び管理費の予定額を乙と協議するものとする。

3 甲は前項の実施計画及び管理費の予定額に変更を生ずることが明らかになったときは、乙と協議するものとする。ただし災害復旧等緊急を要する工事については、すみやかに通知するものとする。

## (管理費の納付方法)

第8条 乙は前条に定める管理費の50パーセントを9月末日までに、残額を3月末日までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

(管理費の精算)

第9条 甲は年度終了後に前年度の管理費の確定額を乙に通知し、相互に精算するものとする。

(不用物件等)

第10条 共同施設に属する物件で、不用となったもの又は共同施設から生じた収入金については、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により配分するものとする。

(損害賠償の費用)

第11条 共同施設の設置又は、管理が原因となって第三者に損害を与えた場合における損害の賠償に应ずべき額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項の規定による損害の賠償に要する費用については、甲と乙が第4条に規定する持分の割合により負担するものとする。ただし、その原因がもっぱら甲又は乙いずれかの責任に帰するものであるときは、その原因者が責を負うものとする。

(事故の連絡)

第12条 共同施設の管理については、上水道に影響を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、甲は直ちに乙へ連絡するものとする。

(業務運営上の協力)

第13条 甲及び乙は、共同施設の運営の万全を期するため必要な措置を行い、相互に協力するものとする。

(協定外の事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたとき、又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成5年4月1日から効力を発するものとする。

## 附 記

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成5年3月29日

甲 河川管理者

長野県知事

吉村午良

乙 水道用水供給事業者

上伊那広域水道用水企業団

企業長

原久夫